

四国中央市広報紙仕様書

1. 基本様式

A3中線2箇所ホチキス止め（仕上がりサイズA4）

2. 印刷部数

33,000部／月 全12回

3. ページ数

32ページ8回（4・6・7・9・10・12・1・3月号）

40ページ4回（5・8・11・2月号）

4色刷り = (32ページ×8回) + (40ページ×4回) = 416ページ

4. 紙質・色

(1) マットコート紙（A列本判 44.5kg程度）

※市内の企業により生産されたものを使用すること

(2) 「SOY INK」又は「VEGETABLE OIL INK」を使用すること

(3) 用紙が市内の企業で生産されたことがわかる証明書及び紙質・インクについての仕様証明書を広報5月号の納入日までに提出すること。なお、提出する各証明書には、本契約の履行期間使用する旨の記載を行い、変更があった場合はその都度提出すること。

5. 印刷・梱包方法

(1) 印刷はオフセット印刷とする

(2) 梱包は紐掛けによるものとし、ページ数に応じて次のとおり束ねる。

32ページのとき 40冊を1束として梱包

40ページのとき 30冊を1束として梱包

※紐掛けは、縦横各2回転巻きを基本とする。

6. 原稿

(1) 原稿は、発注者がAdobe InDesign Creative CloudまたはCS6(Windows)およびAdobe Illustrator Creative CloudまたはCS6(Windows)で作成する。

(2) 入稿は、A3・A4サイズを単位とするEPSファイル（アウトライン済・画像埋め込み）で出力したものを、大容量メール便等で行う。

(3) 製版にかかるファイル分割等は受注者が行う。

(4) 初稿の入稿日は納品日の7開庁日前を基本とし、詳細は別途発注者が指定する。

7. 校正・校了

(1) 初稿の入稿から校了までの間に、次のとおり校正を行う。

初稿 普通紙によるグラ校正

第2稿 本番用紙によるグラ校正

第3稿 JPEG形式によるデジタル校正

- (2) 初稿の入稿日を含めた3開庁日以内に校了する。

8. 納入

- (1) 納入日時は、発行日の3開庁日前の午前9時とし、詳細は別途発注者が指定する。

- (2) 納入場所及び納入部数は、以下のとおりとする。

伊予三島商工会館2階 (四国中央市三島宮川4-6-55)

32, 600部

新宮窓口センター (四国中央市新宮町新宮50 新宮高齢者生活福祉センター内)

400部

9. 支払方法

契約代金の支払いは月払いとする。

受注者は、毎月の納品後、各号のページ数に下記単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を発注者に対して請求し、発注者は受注者より適正な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

- | | | |
|-----------------------------|---|--------|
| (1) 4色刷り 32ページのとき、1ページあたり単価 | ¥ | — (税抜) |
| (2) 4色刷り 40ページのとき、1ページあたり単価 | ¥ | — (税抜) |

10. 留意事項

- (1) ページ数に増減が生じた場合又は臨時増刊号を発行する場合は、下記に定める単価にページ数を乗じて得た金額により契約金額を変更するものとする。
① 36ページ以下のページ数の場合 「9. 支払方法」 (1) に定める単価を採用
② 40ページ以上の場合 「9. 支払方法」 (2) に定める単価を採用
- (2) 年間の作業計画・実施については、発注者と十分協議して行い、受注者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、発注者が業務内容を変更する必要があると認めるときは、その協議に応じなければならない。また、受注者が業務内容を変更する必要があると認められるときは、速やかに申し出るとともに発注者の指示を受けなければならない。
- (4) 受注者は、本仕様に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (5) 委託業務期間はもとより、委託業務期間終了後も当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。受注者は本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- (6) 受注者が責任校了した後の受注者の過ちの損害は、受注者の負担とする。

契約の特約事項

(目的)

第1条 この特約事項は、四国中央市（以下「発注者」という。）が発注した本業務について、受注者（以下「受注者」という。）に対して契約保証金を免除する担保として、この特約事項を定める。

(違約金)

第2条 受注者の責に帰すべき事案によって、当該契約が解除された場合は、受注者は発注者に対して、請負代金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(疑義の協議)

第3条 この特約事項に疑義がある場合は、発注者・受注者協議して定めるものとする。

2026-2027

[広報紙発行カレンダー（予定）]

26年4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

26年5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2			
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

26年6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

26年7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

26年8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

26年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

26年10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

26年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

26年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

27年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2		
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

27年2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

27年3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



入稿



校了



納品

※広報紙の発行日は、毎月1日付けです。

※入稿日等は、前後する可能性があります。